

議案第14号

佐倉市立幼稚園設置条例及び佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例を廃止
する条例の制定について

佐倉市立幼稚園設置条例及び佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例を廃止する
条例を別紙のとおり制定する。

令和6年8月26日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市立幼稚園設置条例及び佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 佐倉市立幼稚園設置条例（昭和48年佐倉市条例第36号）
- (2) 佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例（昭和38年佐倉市条例第20号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 佐倉市立佐倉幼稚園（以下「幼稚園」という。）は、この条例の規定にかかわらず、令和7年3月31日に幼稚園に在園する者が幼稚園に在園しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、この条例による廃止前の佐倉市立幼稚園設置条例の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この条例による廃止前の佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の規定は、この条例の施行の日から令和7年3月31日に幼稚園に在園する者が幼稚園に在園しなくなる日までに行われた教育に係る保育料及び保育に係る預かり保育料については、なおその効力を有する。
- 4 この条例の施行の前に行われた教育に係る保育料及び保育に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

（一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

- 5 一般職職員の給与に関する条例（昭和32年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「教育職・保育職給料表」を「保育職給料表」に改め

る。

別表第2中「教育職・保育職給料表」を「保育職給料表」に改め、同表備考中「、栄養士、幼稚園教諭若しくは養護教諭」を「又は栄養士」に改める。

別表第3イを次のように改める。

イ 保育職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
3級	1 主任保育士の職務 2 主任栄養士の職務 3 主任看護師の職務
2級	高度の技能又は経験を必要とする保育士、栄養士又は看護師の職務
1級	保育士、栄養士若しくは看護師の職務又はフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職務に限る。）が行う職務

（一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行の日から令和7年3月31日に幼稚園に在園する者が幼稚園に在園しなくなる日までの間は、一般職職員の給与に関する条例第3条第1項第2号中「保育職給料表」とあるのは「教育職・保育職給料表」と、同条例別表第2中「保育職給料表」とあるのは「教育職・保育職給料表」と、同表備考中「又は栄養士」とあるのは「、栄養士、幼稚園教諭又は養護教諭」とし、同条例別表第3イを次の表のとおりとする。

イ 教育職・保育職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
3級	1 主任保育士の職務 2 主任栄養士の職務 3 主任幼稚園教諭の職務 4 主任養護教諭の職務 5 主任看護師の職務
2級	高度の技能又は経験を必要とする保育士、栄養士、幼稚園教諭、養護教諭又は看護師の職務

1 級	保育士、栄養士、幼稚園教諭、養護教諭若しくは看護師の職務又はフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職務に限る。）が行う職務
-----	--

- 7 この条例の施行の日以後（前項の規定の適用がある期間を除く。）の一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年佐倉市条例第16号）附則第5項の規定の適用については、同項中「教育職・保育職給料表」とあるのは「保育職給料表」とする。

（佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正）

- 8 佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年佐倉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

（独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金負担金徴収条例の一部改正）

- 9 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金負担金徴収条例（平成15年佐倉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、生徒又は幼児」を「又は生徒」に改める。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「、生徒又は幼児」を「又は生徒」に改める。

（佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例及び独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金負担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 この条例による改正前の佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例及び独立行政法人日本スポーツ振興センタ

一 共済掛金負担金徴収条例の規定は、附則第2項前段の規定によりなお存続する幼稚園に在園する者については、なおその効力を有する。